

監 第 3 6 号

平成 8 年 1 月 1 6 日

本 庁 関 係 各 課 長 殿

関 係 出 先 機 関 の 長 殿

土 木 部 長

農 林 水 産 部 長

農 地 局 長

茨城県建設コンサルタント業務等委託業者選定基準を定める訓令
の制定及び運用における留意事項について（通達）

茨城県建設コンサルタント業務等委託業者選定基準を定める訓令（平成 7 年茨城県訓令第 1 4 号 - 2）が別添のとおり定められたので通知する。

さらに、同訓令第 1 条第 1 項に規定している契約の相手方の選定に際し留意すべき事項について、より適切な運用を図れるよう別記のとおり運用基準を定めたので通達する。

茨城県建設コンサルタント業務等委託業者選定基準
を定める訓令の内容について

第1条第1項関係

建設コンサルタント業務等委託業者を指名する場合の選定基準を規定するものである。

指名に当たっては、入札参加資格審査を経た業者であることが前提となる。

業者選定の際に留意すべき事項（選定基準）としては、次の各号のことを掲げた。

- (1) 信用度
- (2) 手持業務の状況
- (3) 技術者の状況と当該業務についての技術的適性

留意すべき事項の具体的運用基準については、別記のとおりとする。

なお、随意契約を行う場合にあっては、当該契約業務の種類に関し、資格審査を経た業者があれば、その業者の中から選定するものとする。

第1条第2項関係

特殊な委託業務等で当該業種について資格審査を行っていない場合など、第1条第1項の規定による業者の選定ができない場合の取扱いを規定するものである。

第2条関係

指名業者選定において、その委託業務の内容に熟知している所管出先機関の長からの推薦の基準を設けたものである。

本基準は、建設工事の業者選定の場合における規定と同様である。

別記

茨城県建設コンサルタント業務等委託業者選定基準を定める訓令における留意事項の運用基準

訓令に基づく留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
1 信用度	<p>茨城県建設工事請負業者指名停止措置要領を準用して行う指名停止が、指名業者の選定を行う日（以下「選定日」という。）現在で行われていない。</p> <p>委託業務の関係法令に基づく業務の停止命令が、選定日現在で行われていない。</p> <p>概ね過去2カ年の間に、贈賄、不正行為又は重大な事故に対する指名停止が2度以上又は数カ月にわたり行われている。</p> <p>安全管理及び労働福祉の改善等に関し、労働基準監督署などから指導があり、選定日現在で改善を行わない状態が継続している。</p> <p>設計業務等委託契約に基づく契約履行及び措置請求に対する対応が、選定日現在から概ね過去2年間誠実である。</p>	<p>行われていれば指名しない。</p> <p>行われていれば指名しない。</p> <p>状況に応じて指名の優先度を減じる。</p> <p>状況に応じて指名の優先度を減じる。明らかに不誠実な場合は指名しない。</p> <p>不誠実な状況が見られる場合その状況に応じて指名の優先度を減じる。</p> <p>明らかに不誠実な場合は指名しない。</p>

訓令に基づく留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
<p>2 手持業務の状況</p> <p>3 技術者の状況と当該業務についての技術的適性</p>	<p>経営状態に関し、放漫経営、不良債権の累積、過大投資又は金融機関の取引停止処分などがなく、選定日現在、不健全な状態に陥っていない。</p> <p>建設コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定又は補償コンサルタント登録規定に基づく登録がなされている。</p> <p>業者の手持業務の状況が、当該業務を受注しても技術力、経営力などの実施能力の範囲内で適正である。</p> <p>当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格者が確保できる。</p> <p>当該業務と同種又は類似業務について相当の実績がある。</p>	<p>不健全な状況が見られる場合その状況に応じて指名の優先度を減じる。</p> <p>著しく不健全な場合は指名しない。</p> <p>登録がなされている場合は当該業務について指名の優先度を増すことができる。</p> <p>総合的に考慮し、実施能力の限度に近ければ指名の優先度を減じる。</p> <p>限度を超えていれば指名しない。</p> <p>確保できれば指名の優先度を増すことができる。</p> <p>実績があれば指名の優先度を増すことができる。</p>

訓令に基づく留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
	<p>当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績がある。</p> <p>地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績がある。</p>	<p>実績があれば指名の優先度を増すことができる。</p> <p>実績があれば指名の優先度を増すことができる。</p>